

窓口の時間延長と臨時開設を行います

時間延長

3月29日(木)、30日(金)
午後5時15分～午後6時

臨時開設

4月1日(日)
午前8時30分～午後4時

■市民課 ☎6755

- ▽住民異動届の受け付け（転入・転出・転居）
- ▽戸籍届出（出生・死亡・婚姻など）
- ▽各種証明書の交付（住民票、戸籍、年金現況証明）

▽印鑑登録、印鑑証明書の交付

▽国民年金の資格に関する手続き

▽マイナンバーカードの交付

※市民課では、各種証明書の交付に限り1年を通して月・金曜日に午後6時までの時間延長を行います。

■税務課 ☎6765

- ▽所得（課税）証明書・納税証明書の交付

▽原付バイクなどの標識交付・返納の受け付け

■国民健康保険課

☎6750 ☎6752

▽時間延長と臨時開設時の住民異動に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度の手続き

■こども子育て支援課

☎6716 ☎6717

- ▽児童手当の手続き
- ▽児童扶養手当の手続き
- ▽子ども医療費の手続き
- ▽ひとり親家庭等医療費の手続き
- ▽特別児童扶養手当の手続き
- ▽保育所などの入所手続き

■まちづくり支援課 ☎6726

- ▽ゴミ出しのルール説明
- ▽町内会への加入案内
- ▽犬の登録、転入、転出手続き
- ▽交通災害共済加入、脱退手続き

ご協力ください

- ※取り扱いきれない業務やマイナンバーが必要となる業務が一部あります。
- ※手続き内容によっては、後日あらためておいでいただくことがあります。



※窓口では「なりすまし」などによる不正な請求を防止するために本人確認を行っています。

※本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）と印鑑をお持ちください。

※代理人が手続きを行う場合、委任状などの提出を求める手続きがあります。

詳しくはお問い合わせください。

あなたの街の

法律相談



～第36回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**土地の通行権**」についてです。

☎まちづくり支援課 ☎6777

Q ある土地を相続したのですが、その土地は他人の土地に完全に囲まれており、公道へ出るための通路がありません。このままでは売却にも利用にも不便があり、困っています。

A まず、通行地役権^{ちえき}という権利の設定をすることが考えられます。他の土地の所有者と話し合い、合意により、通路を設定します。通路開設費用や利用料は合意により定めます。

Q 合意ができない場合はどうすればよいのでしょうか。

A 周囲を他人の土地に完全に囲まれて公道へ出られない土地（袋地）について、民法は、袋地の所有者等は、他人の土地を通行する権利があると定めています。この場合、最も被害が小さい部分を通行することになりますので自由に通行部分を選択できるわけでなく、原則として、

償金を支払う必要があります。例外として、土地が分割や一部譲渡によって袋地となった場合などは、償金が不要とされる場合もあります。

Q 袋地通行権は自動車の通行も認められるのですか。

A 民法で認められる袋地通行権について、どのような幅、長さ、歩行者に加えて自動車も通行できるのかなど具体的な内容は、事案の個別の事情を踏まえて判断されています。地域の実情、通行方法の必要性、土地の状況や通行による被害の程度など、あらゆる事情を総合考慮して定められます。自動車の通行までが認められるかは、一概には言えません。

Q 通行地役権は時効により取得することはできますか。

A 袋地通行権は民法が特別に認められた権利であり時効取得の対象にはなりません。通常の通行地役権は時効取得の対象となります。継続かつ外形上認識できる使用がなされ、自己のためにする意思により、平穩公然と行使していることを要件に、10年または20年による時効取得が認められる事案もあります。

（文責・弁護士 鈴木 陽大）
いずみ法律事務所 ☎6558